

【仮執行宣言申立てのご案内】

仮執行宣言の申立てにあたっては、以下の説明をよくお読みください。

1 仮執行宣言の申立てについて

債務者に支払督促正本が送達され、送達日の翌日から数えて2週間以内に債務者から異議の申立てがないときは、債権者は仮執行宣言の申立てができます。

仮執行宣言の申立てができるときから30日以内に仮執行宣言の申立てがないと、支払督促はその効力を失いますからご注意ください。

(※仮執行宣言の申立てに必要なものは別紙『仮執行宣言申立ての必要書類』のご案内をご確認ください。)

2 仮執行宣言後の督促異議申立てについて

仮執行宣言付支払督促正本が債務者に送達され、送達日の翌日から数えて2週間以内に債務者から適法な督促異議の申立てがあると、通常の訴訟手続に移ります。(※異議申立てに理由は必要ありません。)

債務者から適法な督促異議の申立てがあると、必要な印紙(手数料)・郵便切手を提出していただくことになります。

3 仮執行宣言後の手続

仮執行宣言付支払督促正本が債務者に送達され、送達日の翌日から数えて2週間以内に債務者から督促異議の申立てがないと、支払督促は確定判決と同一の効力を有することになります。

仮執行宣言付支払督促正本が債務者に送達されると、債権者は債務者に対して強制執行(給料や預金の差押え等)をすることができるようになりますが、強制執行の手続は支払督促の手続とは別の手続ですから、別途強制執行の申立て及び費用が必要です(申立裁判所については係の者にお尋ねください。)

上記の強制執行の手続をするには、仮執行宣言付支払督促正本が債務者に送達されたことが条件ですので、強制執行の申立書・仮執行宣言付支払督促正本のほかに、債務者に送達された旨の送達証明書を添付する必要があります。

送達証明書が必要な方は、以下のものを支払督促係の窓口に提出してください。

① 送達証明申請書・請書 1通

(書式についてはホームページの書式一覧よりご確認ください)

② 印紙(手数料) 150円分×債務者数

※ただし、強制執行手続によって必ず債務の弁済がなされるとは限りません。